

様式 1

事業報告書

(自 令和5年 7月 1日 至 令和6年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 たくま医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市深堀町3丁目285-3

(3) 設立認可年月日 平成4年9月24日

(4) 設立登記年月日 平成4年9月24日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 たくま医院	長崎県長崎市深堀町3丁目285-3	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 床]
			[介護保険 床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和5年8月24日 決算の報告、承認

様式3-4

法人名 医療法人 たくま医院
所在地 長崎県長崎市深堀町3丁目285-3

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和6年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	72,886	I 流 動 負 債	12,019
II 固 定 資 産	138,980	II 固 定 負 債	65,206
1 有 形 固 定 資 産	124,849	負債合計	77,225
2 無 形 固 定 資 産	426	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	13,705	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	124,641
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純資産合計	134,641
資産合計	211,866	負債・純資産合計	211,866

様式4-2

法人名 医療法人 たくま医院
所在地 長崎県長崎市深堀町3丁目285-3

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	114,136
2 事 業 費 用	103,412
本来業務事業利益	10,724
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帯業務事業利益	
事 業 利 益	10,724
II 事 業 外 収 益	1,461
III 事 業 外 費 用	524
経 常 利 益	11,661
IV 特 別 利 益	2,523
V 特 別 損 失	0
税引前当期純利益	14,184
法 人 税 等	3,253
当 期 純 利 益	10,931

様式 2

法人名 医療法人 たくま医院
所在地 長崎県長崎市深堀町3丁目285-3

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和6年6月30日現在)

1. 資 産 額	211,866 千円
2. 負 債 額	77,225 千円
3. 純 資 産 額	134,641 千円

(内 訳) (単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	72,887
B 固 定 資 産	138,979
C 資 産 合 計 (A + B)	211,866
D 負 債 合 計	77,225
E 純 資 産 (C - D)	134,641

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 たくま医院

理事長 詫摩 和彦 殿

私は、医療法人たくま医院の令和6年会計年度(令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄付行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄付行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄付行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月27日

医療法人 たくま医院

監事 天野幸子

